

◆独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設する。行政法人を、①中期目標行政法人＝公共上の事務等につき、国による中期的な目標管理により、一定の自主性・自律性を発揮し、目標達成を図る法人、②行政執行法人＝国の指示等の下で、単年度単位の業務運営により、事務・事業を確実に執行する法人、に分類し、それぞれの規律を整備する。改正に伴って、法令名も「行政法人通則法」と変更。

◆国家公務員法等の一部を改正する法律案

- ・ 国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずる。
- ・ 国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講ずる。
- ・ 自律的労使関係制度の措置等に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

◆行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの。

◆刑法等の一部を改正する法律案

刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するもの。

◆私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

- ・ 公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する。
- ・ 裁判所における専門性の確保等を図る観点から、排除措置命令等に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする。
- ・ 適正手続の確保の観点から、排除措置命令等に係る意見聴取手続について、予定される排除措置命令の内容等の説明、証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う。